

○労働安全衛生法で定められている特別教育

- 5トン未満クレーン運転特別教育
- アーク溶接特別教育
- 自由研削と石特別教育
- 高圧・特別高圧電気取扱特別教育
- 低圧電気取扱特別教育
- 酸素欠乏特別教育
- 粉じん作業特別教育
- 足場の組立等に係る特別教育
- フルハーネス型墜落制止用器具特別教育

○労働安全衛生法で定められている技能講習

- 床上操作式クレーン運転技能講習（つり上げ荷重5トン以上）
- 小型移動式クレーン運転技能講習（つり上げ荷重1トン以上5トン未満）
- ガス溶接技能講習
- 玉掛け技能講習